

奈良県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

1 6 9		路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
後	前		吉野郡十津川村大字神下元下葛川三六五番一先から吉野郡十津川村大字神下元下葛川三六九番地先（県境）まで	A	五・〇 ） 一九・四	一八九・七	田戸橋LⅡ一 〇六・〇m（ 内奈良県側五 三・〇m）
B	B		吉野郡十津川村大字神下元下葛川三六五番四先から吉野郡十津川村大字神下元下葛川三七〇番二先（県境）まで	B	一八・〇 ） 三八・六	六九・一	